

改正

平成18年6月20日条例第39号

竹富町歴史的景観形成地区における竹富町税条例の特例を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第2項の規定に基づき伝統的建造物群保存地区として、本町が定めた竹富町歴史的景観形成保存地区（以下「保存地区等」という。）に所在する、指定伝統的建造物以外の建造物（以下「修景物件」という。）の内、家屋に対して課する固定資産税の減額について特例を定め、もって保存地区等の歴史的環境の保存及び保全に資することを目的とする。

(固定資産税の減額)

第2条 次の各号に掲げる家屋に対して課する固定資産税は、竹富町税条例（昭和47年竹富町条例第54号）の規定にかかわらず、次の各号の定めるところによる。

- (1) 保存地区等に新築又は移築された木造家屋で、伝統的建造物の構造のものについては、5分の3減額することができる。
- (2) 主体構造部が鉄筋コンクリート造りの家屋で、外観の全体を伝統的建造物に模して修景されたものについては、5分の2減額することができる。
- (3) 前号の構造の家屋で、外観の一部を伝統的建造物に模して修景されたものについては、5分の1減額することができる。

(取消)

第3条 修景物件が歴史的景観を損ない、その価値を喪失した場合は、前条の規定にかかわらず減額特例を取り消すことができる。

(申請)

第4条 第2条の規定により、固定資産税の減額を受けようとする者は、家屋の所在地、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに用途を記載した書面により、町税条例第66条の賦課期日の前日までに町長に対し申請しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成4年度分の固定資産税から適用する。
- 2 第4条の規定は、平成4年度分の固定資産税に限り、平成4年5月31日までとする。

附 則（平成18年6月20日条例第39号）

この条例は、公布の日から施行する。